

令和3年度「会計年度任用職員」募集要項

1	募集職種	心理判定員(フルタイム)
2	採用予定人数	2人
3	任用期間	任用日から令和3年9月30日まで (更新の可能性あり、最長で令和4年3月31日まで) ※任用期間の始期は選考日を勘案した上で決定する。 ※採用後1箇月は、条件付採用期間とする。 ※勤務実績等に基づく再度の任用の可能性あり。ただし、公募によらない再度の任用は、2回まで。
4	職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、学童保育所、保健センター等への巡回相談による支援 ・発達上に支援を必要とする児(者)の心身の状況の観察・評価や面談及び家族への発達相談や面談 ・新版K式発達検査2001、WISC-IV、WAIS-IV等の実施 ・グループ療育の実施 ・関係機関との連携 ・その他、所属長が指示する業務
5	免許・資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士、臨床発達心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する人(任用期間の始期までに取得見込みの者を含む) ・基本的なパソコン操作ができる人(ワード、エクセル) ・普通自動車運転免許(AT限定可) <p>※地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しないこと</p> <ol style="list-style-type: none"> ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
6	募集対象年齢	不問
7	勤務場所	東近江市発達支援センター ※東近江市八日市上之町1番41号
8	勤務日、勤務時間	月曜から金曜まで(祝日を除く) 8時30分 から 17時15分 まで ※7時間45分勤務、60分休憩
9	給料、手当 ※当月21日払い (週休日の場合は前日)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額 182,200円～211,300円/月 ・地域手当…給料の3%に相当する額 (参考)187,666円～217,639円/月(給料+地域手当) ・通勤手当(費用弁償)…本市規則に基づき支給(上限55,000円/月) ※自家用車で通勤する場合、指定する駐車場あり。通勤距離2km未満は駐車場利用不可。 ・時間外手当…本市規則に基づき支給
10	年次有給休暇	本市規則により一会計年度ごとに在職年数と勤務期間に応じて付与
11	加入保険	社会保険 ・ 雇用保険 労災保険
12	服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象となります
13	選考日、場所	随時実施 東近江市発達支援センター 会議室
14	選考の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作文 ・面接(集団の場合あり)
15	選考当日の持ち物	①履歴書(写真添付のこと)、②ハローワークの紹介状(ある人のみ)、③運転免許証の写し ④公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士資格証の写し(ある人のみ)
16	結果の通知	選考日から7日後を目途に郵送で通知します。 (電話での問合せには、お答えできません)
17	受験申込み	ハローワーク又は発達支援センターにお申し込みください(電話による応募可) (土日・祝日を除く 9時から17時までの間)
18	問合せ先	東近江市役所 東近江市発達支援センター 電話 0748-24-0664 FAX 0748-22-5151 I P 050-5801-0664